

陽明文庫蔵『古秘抄』と近衛流

小 高 道 子

新井栄蔵氏が陽明文庫蔵『古秘抄』（以下『古秘抄別本』と記す）を『古秘抄別本』として紹介し宗祇流「裏説」について論じてから、『古秘抄』に含まれる「内外表裏事」は宗祇流「裏説」を論じる際の基本資料とされている。^①しかしながら、宗祇を直接継承する三流の古今切紙と『古秘抄』とを比較すると、その内容は大きく異なることがわかる。^②

新井氏は『図書寮典籍解題 続文学篇』（昭25 養徳社）を引用して、『古秘抄』（宮内庁書陵部蔵）について、『解題』は後水尾院預りの近衛流伝授の正本に比定し得るかとする」とされた。だが、新井氏自身が「別本」として紹介されたことから明かな通り、『古秘抄別本』と宮内庁書陵部蔵『古秘抄』とは大きく異なっている。また、智仁親王が宮内庁書陵部蔵本に書写奥書を記した元和三年八月十六日に、後水尾天皇は在位中であるから、「院」とは後陽成院をさす。すると宮内庁書陵部蔵『古秘抄』は「後水尾院預りの近衛流伝授の正本」とは別な書であると推定できる。^③「後水尾院預りの近衛流伝授の正本」と異

なる以上、『古秘抄』と宗祇との関係は改めて検討する必要がある。本稿では、新井氏が『古秘抄別本』として紹介された陽明文庫蔵『古秘抄』の成立について検討を加えたい。

一 陽明文庫蔵『古秘抄別本』

『古秘抄別本』は近衛基熙筆で、末尾に「幽齋玄旨（花押）」「判形如此」と記した後、次の奥書を記す。

御本押紙

校合畢

文字誤分明之所ハ則書付了

不審之所々本文同者別紙書付

所々ニ挾之

資慶

「御本押紙」とあることから、「校合畢」以下の注記は、「御本」すなわち後西院所持の本に「押紙」して記してある事がわかる。陽明文庫蔵『古秘抄』は、「御本」に「押紙」して、烏丸資慶が「校合畢」文字誤分明之所ハ則書付了／不審之所々本文同者別紙書付／所々二挾之」と注記した本を基熙が書写したものであろう。⁽⁴⁾ここで想起されるのが海野圭介氏が『追加』「1」として紹介された「古秘抄 資慶卿筆一冊」である。同書について海野氏は次の解題を付す。⁽⁵⁾

『古秘抄』は、『古今集相伝箱入目録』の6として先述した近衛流と目される切紙集。新井氏紹介の陽明文庫蔵本にも烏丸資慶の識語があり、『目録』小書の「資慶卿筆」とある記載に一致するが、陽明文庫本は転写であり、資慶筆ではない。陽明文庫本の親本は、恐らく東山御文庫蔵『古秘抄』（注略）であろう。東山御文庫本は、陽明文庫本に酷似し、行移り、字配りまで一致するが、陽明文庫本に「御本押紙」と付記されながらも本紙部分に記される注記が、東山御文庫本では押紙に書写され貼付されており、巻尾には次の如く記した押紙が貼付されている。

校合畢

文字誤分明之所ハ則ち書付了。不審之所々本文同者別紙書付所々二挾之。資慶

押紙の形態や筆跡等から、東山御文庫蔵本が、烏丸資慶による書写と考えられ、『目録』の記載に照応すると目される。

注記の内容が一致するから、『古秘抄別本』は、資慶筆の後西院蔵本を、基熙が書写したと推定される。陽明文庫蔵本ではあるが、宗祇から古今伝受を受けた近衛尚通の資料が近衛家に伝来したのではなく、後西院蔵本を基熙が書写したことにより、近衛家に所蔵されることになったと推定される。

『古秘抄別本』について、新井栄蔵氏は「近衛流古今伝授切紙」として紹介された。しかしながら、奥書を検討する限り、「近衛流」と推定する根拠は見出せない。ここで、新井氏の解説を、再検討してみよう。新井氏は影印の前に次の解説を記す。

陽明文庫には、近衛流古今伝授切紙が「古秘抄」と外題して伝えられており、書陵部にも同様の物がある（『図書寮典籍解題 続文学篇』）ので、当切紙の外題「古秘抄」をとった上で、区別するために別本と副題しておく。諸本の内容は、「和歌文学研究」三六号所収の拙稿に述べ、また、宗祇流の裏説についての切紙に関する諸本のことも「文学」四七巻六号に注記したのでここでは省略に従う。

この『古秘抄別本』が「近衛流古今伝授切紙」であることの根拠について、ここには記されていない。「書陵部にも同様の物がある」とするが、新井氏が「区別するために別本と副題しておく」とされるように、両者は別な書物である。こうしたことから、『古秘抄別本』が「近衛流古今伝授切紙」である根拠は、『古秘抄別本』からは見出せない。

二 『古秘抄別本』と宮内庁書陵部蔵『古秘抄』

『古秘抄別本』と同じ外題を持つ書物として、新井栄蔵氏は宮内庁書陵部蔵『古秘抄』をあげる。そして『図書寮典籍解題 続文学篇』を引用して、書陵部蔵本が宗祇から古今伝受を受けた尚通の聞書であるとし、その事を根拠にして同書を「宗祇流」と位置づけられた。しかしながら、同書に記された智仁親王の奥書を検討すると、同書は智仁親王が古今伝受終了後に、自身が持っていない書を書写したものであることがわかる。智仁親王は尚通から伝受した古今切紙及び古今和歌集聞書をすでに書写しているから、ここにいる「古秘抄」の奥書は近衛流以外の、まだ、智仁親王が持っていなかった書と推定すべきであろう。すると、宮内庁書陵部『古秘抄』も、「宗祇流」あるいは「近衛流」とする根拠は見られないことになる。

三 後西院の目録に見られる「古抄」について

海野圭介氏は後西院の目録を翻刻、紹介する際、「古抄」とする一冊を、「古秘抄」であると推定された。

6 古抄 尚通公 宗祇抄 一冊

「古抄」は、「尚通公」「宗祇抄」の付記があることから、「古今抄」の略で、宗祇より近衛尚通（文明四年1472—天文十三年1544）への古今伝授に際し授けられた尚通本『両度聞書』（注略）を指すかと

も考えられるが、『両度聞書』ならば三冊〜六冊程度の分冊となるのが通例であり、「一冊」と記されるのは聊か不審である。『目録』の配列からも、聞書ではなく切紙集を想定する方が妥当とも思われ、「古秘抄」の略と見る方が蓋然性が高いように思われる。『古秘抄』は、新井栄蔵氏「古秘抄別本」の諸本とその三木三鳥伝とについて「古今伝授私稿」（和歌文学研究36 昭32・9）、同氏「影印 陽明文庫蔵 古秘抄別本」（叙説 昭54・10）によって紹介、「古秘抄別本」と仮称された近衛流切紙（次掲7に相当）を一冊に書写した切紙集。宮内庁書陵部・陽明文庫等に伝存しており、東山御文庫にも複数本が伝わるが、『目録』記載の一冊の比定はできていない。なお、書陵部本については、『解題』一九五頁に解題がある。

だが、海野氏が「次掲7」として揚げた近衛尚通が宗祇から受けた古今切紙は、『古秘抄』あるいは『古秘抄別本』とは大きく異なる。すると、「尚通公」「宗祇抄」の付記がある「書」を、『古秘抄』とするとはできない。陽明文庫には、基熙筆の「古秘抄」と外題する本が数種あるが、そのうちの一点は尚通が宗祇から伝受した切紙を書写したものであり、海野氏という「次掲7」と一致する。すると、後西院の目録には、宮内庁書陵部蔵『古秘抄』は見られないことになる。宮内庁書陵部蔵本と『古秘抄別本』との関係は、さらに調査する必要がある。

注

- (1) 新井栄蔵氏「古秘抄別本」の諸本とその三木三鳥の伝とについて―古今伝授史私稿―(『和歌文学研究』昭52・3)、「(影印)陽明文庫蔵古秘抄―別本」(『叙説』昭54・10)、「宗祇流の古今集注釈における「裏説」について―古今伝授史私稿―」(『文学』昭54・7)
- (2) 古今伝授における切紙については、「宗祇を継承する三流の古今切紙」(『中京大学国際教養学部論叢』平29・10)、「宗祇を継承する古今切紙と『古秘抄別本』・『内外表裏事』(『古秘抄別本』)と『内外口伝歌共』・『宗祇の古今伝授における切紙について』(『同』平30・3)において検討を加えた。
- (3) 注(2)「宗祇を継承する古今切紙と『古秘抄別本』」。
- (4) 陽明文庫蔵『古秘抄』については、同文庫文庫長名和修先生に御教示を賜った。
- (5) 「東山御文庫蔵『古今集相伝之箱入目録』・同『追加』考―古今伝授後の後西院による目録の作成をめぐって」(『古代中世文学論考』平13・10)

付記

貴重な資料の閲覧を御許可下さった陽明文庫文庫長名和修先生に深謝申し上げます。また、本稿をなすにあたって、陽明文庫古典籍資料研究会における口頭発表の機会を与えられた。貴重な機会を与えて下さった主催者名和修先生及び御指導御助言を賜った会員各氏に深謝申し上げます。